

令和2年第7回会津若松市
農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和2年7月17日 午後2時から
 2 場所 会津若松市生涯学習総合センター多目的ホール
 3 委員 農業委員19名 農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した委員 19名

1番委員	大竹 健司	2番委員	積田 行弘	3番委員	佐野 和枝
4番委員	鈴木 純一	5番委員	丸山 世子	6番委員	菊地 和友
7番委員	皆川 庄司	8番委員	星 貴士	9番委員	吉田 和明
10番委員	渡邊 直也	11番委員	吉田 武幸	12番委員	渡部 政美
13番委員	高橋 一美	14番委員	渡部 和弥	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	手代木 久司	18番委員	永井 茂
19番委員	梶内 正信				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	折笠 康裕	2番委員	星 富士雄	3番委員	渡部 政治
4番委員	武田 久美子	5番委員	二瓶 幸太郎	6番委員	小檜山 祐一
7番委員	中島 一雄	8番委員	大竹 和昭	9番委員	星 俊典
10番委員	伊藤 由喜	11番委員	弓田 秀一	12番委員	岩橋 近芳
13番委員	渡部 秀光	14番委員	棚木 信治	15番委員	渡部 晴日子
16番委員	奈良橋 涉	17番委員	小林 哲夫	18番委員	小川 孝

5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主査	慶徳 幸一郎	主事	相澤 俊輔		

農政課

主幹	鈴木 公彦				
----	-------	--	--	--	--

会 長

只今より、令和2年第7回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。
これより日程に基づき議事を進めますが、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いします。

総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。

また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。

本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。

また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。

それでは只今より会議を開きます。

まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員2番・積田 行弘委員、農業委員12番・渡部 政美 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。

始めに、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

(農業委員12番)
渡部 政美 委員

提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。

門田地区担当委員より1番について説明願います。

議案第27号、1番について、農業委員12番渡部より、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。

1番の案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものであります。

調査月日は、7月13日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

日橋地区担当委員より2番について説明願います。

(農業委員9番)
吉田 和明 委員

議案第27号、2番について、農業委員9番吉田より、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。

この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものであります。

調査月日は、7月12日午前9時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

各地区担当委員からの調査報告が終わりました。
本件について、ご質問ございませんか。

(なし の声あり)

<p>会 長</p> <p>(農業委員 8 番) 星 貴士 委員</p>	<p>それではお諮りします。議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 27 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>湊地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>農業委員 8 番星より、議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番について、報告いたします。</p> <p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、駐車場及び雪捨場として造成するものです。</p> <p>農地区分については第 3 種農地と判断されることから、転用許可可能なものがあります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、7 月 1 5 日午前 1 0 時 3 0 分から、農地部会より 佐々木 部会長、渡部 副部会長、渡邊直也 部会委員の他、地区委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施したものであり、本件については、農振法は手続き不要、都市計画法は区域外、土地改良区は地区外であり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>

<p>会 長</p> <p>(推進委員3番) 渡部 政治 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第28号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>門田区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>推進委員3番渡部より、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、太陽光発電設備を設置するため賃借権の設定をするものです。 農地区分については、第2種農地と判断されることから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、7月15日午前9時20分から、農地部会より 佐々木 部会長、渡部 副部会長、渡邊直也 部会委員の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、本件については、農振法は手続き不要、都市計画法は許可不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第29号 は原案のとおり決せられました。</p>

<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 30 号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席)</p> <p>星 貴士 委員 退席</p>
<p>会 長</p>	<p>利用権設定についてお願いします。</p> <p>門田地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 13 番) 渡部 秀光 委員</p>	<p>推進委員 1 3 番渡部より議案第 30 号利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番の案件につきましては、認定就農者に対する利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 7 月 1 3 日午後 1 時より地区担当委員 3 名が、調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>湊地区担当委員より 2 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 14 番) 渡部 和弥 委員</p>	<p>農業委員 1 4 番渡部より議案第 30 号利用権設定の 2 番について、ご報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 7 月 1 2 日午後 5 時 3 0 分より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>荒井地区担当委員より 3 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 4 番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>農業委員 4 番鈴木より議案第 30 号 利用権設定の 3 番について、ご報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 7 月 1 1 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>八田地区担当委員より 4 ～ 5 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 1 番) 折笠 康裕 委員</p>	<p>推進委員 1 番折笠より、議案第 30 号 利用権設定の 4 番から 5 番についてご報告いたします。詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農地中間管理事業による利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

農政課

農政課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
大変恐縮ではございますが、座って説明させていただきます。
会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてであります。農業振興地域整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、農業委員会より意見を聴取することとなっております。
今回の案件につきましては、令和2年5月31日までに農用地区域の変更申出書を受付したものであり、農用地区域からの除外が1件でございます。
事業計画全体の面積は、白地の農地を含め、2,083㎡で、そのうち、農用地からの除外申出地は、湊町大字共和字上馬渡101番、108番、110番、111番1の4筆で、地目はすべて田、面積は4筆合計で1,708㎡です。事業計画者には、除外申出地に隣接する有限会社 三光電気です。
除外の理由は、有限会社 三光電気は、電気設備工事やコンクリート電柱等の運搬業務、さらには電柱の立柱や撤去など業務を行っており、業務拡張による電柱・鋼材・資材置場の整備が急務となっていることから、資材置場等の用地を確保し整備するものであります。
土地の選定理由としましては、当事業者は本社以外に所有地はなく、近隣の宅地や農地、雑種地など申出地を含めて選定候補地として協議したところでありますが、狭隘であったりとかで、必要な面積が確保できないことや、所有者の同意を得ることができないなどの理由から、やむを得ず隣接する土地の所有者の同意を得て、今回除外申出したものであります。
また、除外面積につきましても、電柱・鋼材・資材置場として必要最低限の面積であり、北側は事業者本社敷地、東側は国道294号、南西側は集落と接しており、周辺農地への農業上の利用や、土地改良施設への影響、さらには農地の集積には影響がないも判断したところであり、農業振興地域整備に関する法律第13条第2項第1号～第5号の除外要件も満たしており、除外もやむをえないと判断したところであります。
なお、今ほど、説明した除外案件につきましては、今後必要であろう農地転用許可、開発許可等の事前協議等についても、農業委員会をはじめ、関係課及び、県会津農林事務所と調整済みであること申し添えます
会津若松農業振興地域整備計画の変更案に係る説明については、以上であります。

会 長

このことについて、何か質問等ありませんか。

(質疑応答)

(なし の声あり)

それではお諮りいたします。

議案第31号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案について を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第31号 は原案のとおり決せられました。

会 長

次に報告に移ります。

報告第16号 農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、及び 報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についての報告をお願いいたします。

事務局より報告願います。

事務局	<p>報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 11 番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第 17 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、1 番から 5 番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。</p> <p>加えて 1 番と 4 番には、⑤今後隣接地を含めて土地利用（1,000㎡以上）を図る場合には、都市計画法第 29 条による開発許可が必要となる場合があります。との意見が付されております。</p> <p>また、2 番には景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく手続きが必要です。（面積が 500㎡以上のもの）との意見が付されております。</p> <p>以上報告でございます。</p>
会 長	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>（午後 2 時 3 0 分 閉会を宣言する。）</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和 2 年 7 月 17 日

会津若松市農業委員会 会長

2 番農業委員

1 2 番農業委員